

予算決算常任委員会（平成30年度決算審査）会議録

令和元年9月13日（金曜日）

午前10時43分開会

午前11時03分閉議

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名委員の指名

決算審査の運営について

議案第79号 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

閉議宣告

出席委員（15名）

委員長	丹 正 臣 君	副委員長	遠 山 昭 二 君
委員	井 上 久 嗣 君	委員	大 西 陽 君
委員	喜 多 武 彦 君	委員	国 忠 崇 史 君
委員	苔 口 千 笑 君	委員	佐 藤 正 君
委員	真 保 誠 君	委員	十 河 剛 志 君
委員	谷 守 君	委員	西 川 剛 君
委員	村 上 緑 一 君	委員	山 居 忠 彰 君
委員	渡 辺 英 次 君		

議長	松ヶ平 哲 幸 君	委員外議員	谷 口 隆 徳 君
----	-----------	-------	-----------

出席説明員

市長	牧 野 勇 司 君	副市長	相 山 佳 則 君
総務部長	中 舘 佳 嗣 君	財政課長	丸 徹 也 君
財政課副長	佐 藤 寛 之 君	財政係主査	檜 木 孝 士 君

事務局出席者

議会事務局長	千 葉 靖 紀 君	議会事務局局長	岡 崎 浩 章 君
議会事務局長 総務課副長	前 畑 美 香 君	議会事務局 総務課主任主事	駒 井 靖 亮 君

(午前10時43開会)

○委員長(丹 正臣君) ただいまから予算決算常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

これより会議を開きます。

○委員長(丹 正臣君) ここで、本日の会議録署名委員を指名いたします。

喜多武彦委員、国忠崇史委員を指名いたします。

○委員長(丹 正臣君) それでは、配付してあります議案に従って会議を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

平成30年度決算審査の運営についてを議題といたします。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号 平成30年度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第9号 平成30年度士別市病院事業会計決算認定についてまでの9案件であります。

最初に、本委員会の審査日程についてお諮りいたします。

付託案件に対する審査は、10月23日から25日までの3日間の日程で行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、審査日程については、そのように決定いたしました。

なお、質疑される委員につきましては、10月3日正午までに通告書の提出をお願いいたします。

また、さきの本会議で本委員会に委任されました決算関係書類及び計算書の検査についてであります。検査されたい委員は申出書を事務局に提出願います。

さらに、議会基本条例に基づく委員間討議の御意向がある場合につきましては、事前に委員長まで通知されるようお願いいたします。

次に、資料の提出要求についてお諮りいたします。

委員が質疑の中で請求される資料につきましては、本委員会の決定により、予算決算常任委員会が資料として要求することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、資料の提出要求については、そのように決定いたしました。

なお、資料の要求につきましては、必要性、内容及び種類等に十分配慮いただき、10月10日までに要求書の提出をお願いいたします。

決算審査の関係は以上になります。

それでは、そういうことで進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（丹 正臣君） 次に、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

先ほど、本会議においてこの条例は予算決算常任委員会に付託され、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

本日は、担当者から内容についての説明をいただきたいと思います。丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） それでは、私のほうから使用料・手数料のまず概要について御説明させていただきます、引き続きその後、詳細に関連しましては榎木主査のほうから説明させていただきますと思います。

今回の使用料・手数料の見直しにつきましては、前回の見直しであります平成27年度から4年を経過することから、使用料・手数料の見直しに関する基本方針を踏まえた4年ごとの見直しであること、それから、消費税の税率の改定に伴う行政コストの増加も踏まえた見直しである、この2点が大きなポイントでございます。

それでは、お手元に配付させていただいております使用料・手数料の見直しの概要についてをごらんいただきたいと思います。

まず1ページ目でございます。使用料・手数料の見直しの目的であります。

使用料・手数料は、行政サービスを利用する人が受益の範囲内でサービスの対価として負担するものです。利用者にとっては使用料・手数料といった負担が少ないほうが望ましいですが、使用料・手数料で賄うことができない行政サービスに係る経費につきましては税金で賄うこととなり、市民全体で負担することになります。そこで、使用料・手数料の設定に当たりましては、行政としての関与の必要性を明確にする中で、サービスを利用する人と利用しない人の負担の公平性を確保することが大切になります。一方で、行政としても効率的で効果的なサービスの提供に努めることで市民に過度な負担とならないよう留意しなければなりません。そこで、受益者負担の適正化と料金設定根拠の明確化を図ることを目的に平成27年に策定しました基本方針を踏まえて4年ごとの見直しをするものであります。

2枚目の見直しの基本的な考え方についてです。

こちらにつきましては、前回の見直しと同様に、（1）のコストの明確化、（2）性質別負担割合の設定、次ページになりますが、（3）の改定率の限度について、この3つの基本的な考え方をもって進めてまいりました。

3ページ目になります。（4）消費税の取り扱いについてです。

消費税は、市が実施するサービスなど事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸し付け及び役務の提供に該当する対価に対して非課税取引を除いて利用者に転嫁するものです。このため、消費税を課すべき使用料・手数料につきましては、原則として消費税を含めました総額表示といたします。

本市におきましては、平成元年の消費税導入の際に議会と協議の上、市民への影響を極力抑えるために営利・営業に関するものなど限定的に転嫁することとしてきた経過がございます。今回消費税率の改定に際しまして、庁内の検討委員会においても受益者負担の公平性と負担額の明確化の観点から取り扱いに関しまして検討いたしまして、消費税を転嫁することが適当な使用料・手数料につきましては原則総額表示とし、営利・営業の場合のみ転嫁するとしている条文を今回廃止するものとさせていただきたいと考えているものでございます。

(5) 改定の実施時期でございます。

実施時期につきましては、令和2年4月1日からということで考えております。

続きまして、3番の見直しの内容についてです。

まず(1)使用料につきましては、検討の対象となった施設でございますけれども、51施設ございました。その中で今回増額改定となったのは、総合体育館、朝日農業者トレーニングセンターなど12施設、一方、減額改定となったものにつきましては、温根別生活改善センター、温根別多目的研修集会施設の2施設ということになっております。

次に、手数料でございますが、こちらにつきましては、検討対象となった項目といたしましては42項目ございました。そのうち、死亡診断書、死産証明書、出生証明書の3項目については増額改定、それから、新たにし尿処理手数料、事業系のものについてですけれども、こちらが新規の設定で1項目ということで設定させていただいております。

4ページ目をごらんください。(3)の消費税の取り扱いの見直しとされる改定についてです。

こちらにつきましては、先ほど申し上げました現条例上、条文として掲載されております営利・営業目的のみ課税する取り扱いという文言について廃止する施設でございます。こちらにつきましては、総合体育館、朝日農業者トレーニングセンターなど11施設となっております。

(4)の改定による影響額につきましては、使用料約12万円、手数料約180万円、合計といたしまして約190万円ということになっております。

5ページ以降につきましてはですけれども、こちらからは使用料・手数料の見直しの対象項目ということになっておりまして、この詳細については榎木主査のほうから引き続き御説明申し上げます。

○委員長(丹 正臣君) 榎木財政課財政係主査。

○財政課財政係主査(榎木孝士君) それでは、私のほうから具体的に改定した項目について御説明させていただきます。

7ページ目からごらんいただきたいと思います。

まず、使用料の占用利用など原価算定を行ったものについてです。

一番初めの総合体育館と朝日農業者トレーニングセンター、こちらについては4年前にも改定しているものでありまして、原価算定を行った結果、乖離が大きかったため、今回も段階的に引き上げを実施するものです。

なお、その下の勤労者センターをごらんいただきたいのですけれども、現行料金から算定料金の乖離率という欄がありますけれども、各部屋ごとの乖離率は大きくなっていますけれども、その横の平均乖離率が20%未満の場合はその施設において均衡がとれているものとしまして、平均乖離率が20%未満の施設については改定を行わないという取り扱いにしています。

続きまして、9ページの地域集会施設をごらんください。

まず、多寄研修センターについては、現行の料金と算定した料金とで乖離がありましたので、こちらは多目的大研修室のみ増額改定をいたします。

温根別生活改善センターと温根別多目的集会施設については、こちらも4年前にも改定しているのですけれども、原価算定を行った結果、段階的に使用料を引き下げするものです。

朝日多目的交流施設、こちらも原価算定を行った結果、増額改定を行います。

続きまして、ページ進みまして11ページ目をごらんいただきたいと思います。使用料見直し結果一覧、原価算定によらないものになります。

改定するものについてのみ御説明しますが、ここからは使用料・手数料改定の解説をつけていますので、あわせて17ページからごらんいただきたいと思います。

17ページにスポーツ交流館使用料を掲載しています。この施設については料金を設定する際に総合体育館の使用料をもとに設定していますので、今回総合体育館の占用使用料を改定することに伴いまして、あわせて改定を行いたいと考えております。

次に18ページ、宿泊料です。

18ページ下段の検討内容の検討結果のところですが、宿泊料のうち、和が舎と翠月とサイクリングターミナルについては、人件費や物件費など施設の維持管理費等に要する経費がこの間増加していることに伴いまして、料金の見直しを行いたいと考えています。

また、朝日山村研修施設については、客室の一部にクーラーを設置したことから、冬季加算料を廃止しまして、料金を見直します。

スポーツ研修所については、宿泊研修施設ということで安価な設定としていることから、こちらは料金を据え置きたいと考えております。

なお、翠月ですとか朝日地域交流センター、サイクリングターミナルなど指定管理施設については、この使用料を限度にしまして指定管理者が利用料金を設定することになりますので、そういった意味では指定管理者の裁量が発揮できるよう考慮し、見直しを行ってきたところです。

続きまして19ページ、食事料です。

食事料についても食料品の小売価格が上昇していることを考慮しまして、料金を改定したいと考えています。

続いて20ページ、こちらは宿泊施設に付随する研修室等になります。

研修室等についても、宿泊料についてこれまでの物価高騰などを考慮して料金を改定することに伴いまして、同様の考えで研修室等も料金の見直しを実施します。

続きまして21ページ、入浴料です。

ぷらっとと日向温泉と和が舎については、こちらは公衆浴場には該当しないのですけれども、この間燃料費が高騰していることを考慮しまして、北海道の公衆浴場入浴料統制額を参考に料金を改定します。また、子供料金については大人料金のおおむね半額として料金を改定したいと考えています。

翠月についても、燃料費が高騰している影響を考慮しまして、料金の改定を行いたいと考えています。

参考に、公衆浴場入浴料金の統制額と最近の3月末時点の灯油価格の推移を下段に掲載させていただきます。

次に22ページ、岩尾内湖神社山水道です。

こちらは岩尾内湖白樺キャンプ場などの神社山周辺施設での使用を目的に設置した簡易水道施設による水をキャンプ場の西側にある民間事業者等が所有する4棟のロッジで使用した際の料金で、平成28年以降利用実績はないのですけれども、こちらは現行の水道料金を参考に料金を改定するものです。

続きまして、14ページに戻っていただきまして、手数料についてです。

まず先に15ページの市立病院、診療所関係文書料についてですけれども、こちらは死亡診断書、死産証明書、出生証明書について原価算定の結果、改定をいたします。

最後に14ページに戻っていただき、廃棄物処理等手数料のし尿処理手数料です。

こちらは16ページに解説をつけていますので、16ページもあわせてごらんください。

し尿処理手数料は、原価算定をした結果、現行料金と大きな乖離がありましたので、市民の急激な負担金増を考慮しまして、改定率の限度内の改定を行いたいと考えています。ただし、事業活動に伴って排出されるし尿の処理費用については、これは事業者が御負担いただくことが適当であるということから、事業系の区分を新設する考えです。そこで、事業系の料金設定の考え方ですが、事業系のし尿については、主にレンタル業や建設業などの仮設トイレが想定されるものですが、その平均収集量は210リットルとなっています。収集の手間なども考慮しまして基本手数料を200リットルまで3,000円としまして、200リットルを超える分については段階的に手数料を改定する経過措置を設け、令和2年度は70円、3年度は90円、4年度は115円、5年度は150円としたところです。

以上で、見直しの概要の説明について、終わります。

○委員長（丹 正臣君） ただいま担当者から説明がありましたが、この案件につきましては引き続き審査を行っていきますので、よろしく願いいたします。

以上で、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については終了いたします。

○委員長（丹 正臣君） 次に、この機会に委員の皆さん方から、その他ということで何か御意見

はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) なければ、本日の委員会は、これをもって終わりたいと思います。
御苦労さまでした。

(午前11時03分閉議)